

大田区住宅宿泊事業法に関する 条例・規則・ガイドライン 改正のポイント

改正の内容

- ・**実施を制限する地域を緩和**し、住宅宿泊管理業者の委託を要しない事業においては区内全域で実施可
- ・法令に違反した住宅宿泊事業者・住宅宿泊管理業者に対して**改善勧告及び公表規定を新設**

概要

1. 実施制限地域の緩和(条例第2条)

旧

実施が制限される地域においては全日実施不可

新

住宅宿泊管理業者の委託を要しない事業においては制限を適用除外
(届出住宅の居室が5を超えない・届出住宅に人を宿泊させるときに
事業者が不在とならない・事業者が個人であるとき)

2. 改善勧告・公表規定の新設(条例第5条・第6条)

重大な法令違反があったときに住宅宿泊事業者・住宅宿泊管理業者に対して**改善勧告**を行う
改善勧告の結果、**改善されないとき**は区ホームページや区役所掲示場等で**公表**する

3. 本人確認方法の変更(ガイドライン)

事業の届出を電子届出のみで行う場合の本人確認の方法について、従来の電子署名以外に本人確認書類を民泊制度運営システムに取り込む方法を追加

4. 届出住宅一覧の公表項目の変更(ガイドライン)

届出住宅の届出番号・所在地を区ホームページにて公表していたが、公表項目を届出年月日・所在地に変更

※3・4は国の制度改正に伴う変更です。